

千葉県農政センターリニューアル施設整備業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項

令和4年3月

千葉県経済農政局農政部

千葉県農政センターリニューアル施設整備業務委託

企画提案（プロポーザル）募集要項

1 目的

千葉県農政センターリニューアル施設整備業務を委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集する。

2 業務の概要

- (1) 件名 千葉県農政センターリニューアル施設整備業務委託
- (2) 委託内容 別紙「千葉県農政センターリニューアル施設整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 期間 契約締結日から令和4年11月30日（水）まで
- (4) 履行場所 千葉県若葉区野呂町714-3 千葉県農政センター
- (5) 委託限度額 154,998,800円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 支払方法 業務完了検査後、一括払いとする。

3 参加資格

応募者は、次の参加資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求めることがある。

- (1) 本事業と類似の事業履行実績（電気設備の整備を伴う同規模の農業用ハウスの施工）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 以下のアからサまでの次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 企画提案書類の提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者
 - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 法人税（個人に当たっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）
 - キ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）
 - ケ 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - コ 各行政機関等から指名停止を受けている期間中である者
 - サ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
①	公募及び質問受付開始日	令和4年3月 2日 (水)
②	農政センター現場説明	令和4年3月 4日 (金)
③	質問受付締切日	令和4年3月 7日 (月)
④	質問への回答日	令和4年3月10日 (木)
⑤	企画提案参加の申込受付締切日	令和4年3月15日 (火)
⑥	企画提案書の受付締切日	令和4年3月22日 (火)
⑦	選定委員会実施日	令和4年3月23日 (水)
⑧	選考結果通知 (発送)	令和4年3月25日 (金)

(2) 質問の受付について

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期限

令和4年3月7日 (月) 午後5時まで

イ 質問方法

下記メールアドレスに質問書 (様式第5号) を送信すること。

なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。メール送信後には必ず電話により着信確認をすること。

千葉市経済農政局農政部農業生産振興課

電子メール：seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-228-6280

ウ 回答

質問の回答は令和4年3月10日 (木) 午後5時までに市ホームページに公開する。

なお、回答の内容は、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(3) 農政センター現場説明申込みについて

農政センター現場説明を希望する者は、期日までに参加申込みすること。

ア 参加申込み方法

下記アドレスに申込み内容 (様式第6号) を記載の上、送信する。

千葉市経済農政局農政部農業生産振興課

電子メール：seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

イ 申込み期日 令和4年3月3日 (木) 午後5時まで

ウ 申込み内容 団体・法人名、担当者名、連絡先 (会社、担当者携帯電話)、参加者数・氏名、来所手段 (自家用車等)

エ 開催日 令和4年3月4日 (金)

オ 集合場所 千葉市農政センター

カ 集合時間 午後1時から午後4時の間で別途連絡する

キ 所要時間 60分程度

(4) 企画提案参加申込みについて

企画提案に参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書 (様式第1号)
 - (イ) 会社概要及び履行実績調書 (様式第2号)
 - (ウ) 誓約書 (様式第3号)
 - (エ) 類似業績履行実績 (契約書及び仕様書の写し)
 - (オ) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※
 - (カ) 印鑑証明書 (代表者印) ※
 - (キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書※
(千葉県入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ)
 - (ク) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書※
(千葉県入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ)
- ※発行日は申請日から3カ月以内

イ 提出期限

令和4年3月15日 (火) 午後5時まで
(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
なお、郵送の場合は書留の扱いとし、締切日に必着のこと。

ウ 提出先

〒265-0053 千葉県若葉区野呂町714-3
千葉県経済農政局農政部農政センター農業生産振興課技術振興班

(5) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書 (様式第4号)
- (イ) 企画提案書 (本編) (任意様式)

<企画提案内容に係る書類における留意事項>

- ・書式等は自由とする。図表や写真等を使って分かりやすい物になるよう留意すること。
- ・提案内容には、「仕様書 5 業務対象施設及び内容」に定める事項について、その考え方や方法等の提案が分かる情報を必ず含むこと。
- ・プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクターを使用する場合は、電子データ (Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式) を記録した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

- (ウ) 工程計画 (任意様式)
- (エ) 実施体制表 (任意様式)
- (オ) スケジュール管理表 (任意様式)
- (カ) 参考見積書及び積算内訳書 (任意様式)

イ 提出期限

令和4年3月22日 (火) 午後5時まで
(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
なお、郵送の場合は、書留の扱いとし、提出期限に必着のこと。

ウ 提出先

〒265-0053 千葉県若葉区野呂町714-3
千葉県経済農政局農政部農政センター農業生産振興課技術振興班

- エ 提出部数
7部（正本1部、副本6部とし、副本には社名等を記載しないこと。）

(6) 選考委員会について

- ア 日時
令和4年3月23日（水）午後2時〔予定〕
- イ 場所
千葉市中央区コミュニティセンター2F 農業委員会室
- ウ 実施方法
対面かWEB（Zoom）の希望する方で実施。
- エ 内容
提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施。
なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。
企画提案書の内容について、1社当たり30分程度のプレゼンテーション（説明15分、質疑応答15分）を実施する。
提案者が選考委員会に出席できる人数は2人までとし、提出した企画提案書一式のみを使用すること。
※パソコンとプロジェクターは市側で準備する。

(7) 選考結果の通知について（予定）

- ア 通知日
令和4年3月25日（金）
- イ 通知方法
企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、市ホームページで公表する。

5 事業者選定

(1) 契約予定者の決定

提案内容及び実施体制等を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選考方法

ア 千葉市で設置する選考委員会で審査・選考する。

イ 審査方法

各選考委員が(3)の審査基準に基づいて、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに審査する。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選考を行う場合がある。

なお、最得多点の提案が複数あった場合は、審査の着眼点の④又は⑥の点数が高い者を選考する。

ウ 提案者が1者であっても、同様の審査を行う。

(3) 審査基準

各選考委員が次の「審査項目等」に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

審査項目	審査の着眼点		評価点
事業主体の 適格性	①	過去 10 年間に請け負った、同規模程度の農業用施設の施工実績の有無。	10
	②	品質・工程管理の観点から、重要かつ必要な実施手順が示されているか。	5
	③	役割分担が明確な実施体制が組まれており、配置人数が十分となっているか。	5
	④	実施手順、実施体制、その他制約条件を理解した工程となっているか。工程を遵守するとともに遅延リスクへの対応が示されているか。	10
業務内容	⑤	委託業務の趣旨をよく理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえた設計となっているか。	10
	⑥	イチゴの栽培及び燃油削減技術と収益性向上実証に適した施設設計になっているか。	20
	⑦	燃油削減実証について千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会が導入する設備を適正に配置する計画となっており、なおかつ実証を効果的に行うための提案があるか。	20
	⑧	温室3、4号のリノベーションについては、施設の延命化や機能強化となるものになっているか。健全なイチゴ苗を必要数生産できる施設設計になっているか。	20
	合計		100 点

(4) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 見積額が2(5)に記載する委託料を超過した場合。

イ その他、提案者が委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 選考結果の通知

「4 参加手続き(7) 選考結果の通知について」のとおり。

6 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画提案を尊重するが、必ずしも企画提案どおりに委託するものではない。

なお、募集時に示す業務委託仕様書については、状況により、提案された内容をもとに委託先候補との修正協議を受け入れる。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

- エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に市と協議し、承認を得ること。
- オ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
- カ 著作権については、仕様書（別紙）記載のとおりとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉県情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 事業において使用する言語等は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

8 問い合わせ先

千葉県経済農政局農政部農業生産振興課技術振興班 担当：佐々木、石橋
〒265-0053 千葉県若葉区野呂町714-3
電話：043-228-6280